

HP用

令和 7 年度 教育委員会 第13回定例会 議案

1 日 時 令和 7 年 10 月 7 日 (火) 午後 1 時 30 分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第 16 号議案 人事案件 …非

第 17 号議案 人事案件 …非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

第13回定例会 報告事項

番号	項目	Page
配付 報告 1	監査結果に関する報告	P1
配付 報告 2	静岡県市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る様式を定める規則の一部改正	P11
報告 事項 1	文部科学省「令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）	非
報告 事項 2	人事案件	非

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 7 年度第 2 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 7 年 9 月 25 日に、今年度、第 2 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 7 年 6 月 4 日から 8 月 4 日までに実施した本庁及び県立学校等 20 所属の定期監査の報告で、教育委員会については、1 件の注意及び 5 件の意見が付された。

(1) 定期監査

<注意 1 件>

監査箇所	指 摘 事 項 等	
義務教育課	件名	誤った試験問題の配布による教員採用選考試験の実施
	内容	教育委員会事務局義務教育課は、令和 7 年 5 月 10 日に実施した教員採用第 1 次選考試験において、出願区分「社会人経験者を対象とした選考」に出願した 4 人に対して、誤った試験問題で試験を実施した。

<意見 5 件>

監査箇所	指 摘 事 項 等	
教育総務課	件名	不祥事根絶の取組
	内容	<p>教育委員会では児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶を重点取組に掲げ、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策として、性暴力等防止に向けた研修資料の作成や初動対応マニュアルの作成、学校相談体制の周知、セクハラアンケートの実施などに取り組んでいます。</p> <p>このような取組により、児童生徒性暴力等による懲戒処分は、令和 5 年度の 4 件から令和 6 年度の 2 件に減少しましたが、未だ根絶していないのが現状です。</p> <p>最近では、近隣県において、児童生徒を盗撮した画像を S N S で共有した教職員が摘発される事件が発生し、児童生徒にとって、安全安心であるはずの学校や教育への信用</p>

	<p>が揺らいでいます。本県の県立学校では、写真等の撮影には公用のカメラ等の使用を原則としているものの、必要に応じて教職員が個人で所有するカメラ等の使用も許容しているとのことでした。また、教職員と児童生徒との私的なSNS等のやりとりを禁止していますが、そのことについて保護者等にどの程度認識されているか教育委員会では明確に把握できていません。</p> <p>盗撮事案や、児童生徒とのSNS等によるやりとりから発展する児童生徒性暴力等事案の発生を未然に防ぐため、教育現場への教職員個人が所有するカメラ等の持込の禁止やスマートフォン・SNS等の使用制限など、効果的な取組を行うほか、児童生徒や保護者等に対してそれらの取組について周知を徹底し、信頼確保に努めてください。</p>
教育政策課	<p>件名 いじめ対策の効果的な実施</p> <p>内容 教育政策課では、いじめ防止対策推進法および静岡県子どもいじめ防止条例に基づき、「静岡県人権教育の手引き」の活用や「いじめ防止啓発強調月間」を通じて、いじめ防止の取組を推進しています。いじめが発生する要因について確認した結果、学校が集団生活の場である以上、児童生徒間で心理的または物理的な影響を与える行為が発生する可能性は避けがたいとされています。そのため、いじめを予防するためには、すべての教職員がいじめ防止対策推進法の趣旨を十分に理解し、人権教育を積極的に推進することを必要としています。</p> <p>一方で、県教育委員会では、学校におけるいじめ防止対策推進法に基づく対策委員会の開催状況を具体的に把握しておらず、また対策委員会の在り方について指導を行っていない現状があります。また、成果指標として「学校に相談できる人がいると答える児童生徒の割合」を挙げていますが、この指標の令和6年度の実績値は小学校55.4%、中学校66.5%からそれぞれ小学校で27.7ポイント、中学校で14.4ポイント低下しており、この原因についても十分に把握されていません。</p> <p>いじめは当事者にとって耐えがたい苦痛を伴い、場合によつては進路変更を余儀なくされるなど、人生に多大な影響を及ぼします。そのため、対策の重要性を伝えるだけでなく、学校の現状を的確に把握し、具体的かつ効果的ないじめ対策を実施できるよう学校への支援を進めてください。</p>

高校教育課	件名	行きたい学校づくり推進事業の効果的な実施
	内容	<p>高校教育課は令和6年3月に策定された「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」に基づいて、各学校が魅力を高め新しい時代の多様なニーズに幅広く対応できる学校づくりを目指すため、「行きたい学校づくり」推進事業による取組を実施しています。</p> <p>この取組として、「新たな価値を生み出す想像力」や「イノベーションな思考」を持ったアントレプレナーとなる高校生の育成を目的として令和6年度はイノベーションラボを実施し、選考を通過した32人が参加して合宿等を行い、企業視察や起業家等との交流を実施しました。参加に関しては高校生各自が応募するものであり、この取組は特定の生徒に対する効果はあっても、「行きたい学校づくり」に寄与しているとは言い難い内容です。県立高校の魅力が高められ、新しい時代の多様なニーズに幅広く対応できる学校づくりに寄与できるよう、効果的な事業を実施してください。</p>
健康体育課	件名	ヘルメット着用の促進
	内容	<p>自転車マナーの向上や自転車乗車時のヘルメット着用率を向上させるため、昨年度の監査において、くらし・環境部、教育委員会、警察本部が協力し、効果的で実行性のある取組を推進するよう意見を付したところ、教育委員会では、生徒が参加するグループワークの実施やチラシや副読本などの配布を実施しました。</p> <p>しかしながら、令和6年11月1日時点で全日制公立高校のヘルメット着用率は5.81%となっており、依然として向上しているとは言えない状況です。また、前述のグループワークの結果から、校則や自転車通学許可条件（以下「ルール」という）として規定することで着用率の向上が見込めると認識されているにもかかわらず、ルール化を検討している学校は令和7年度から実施を予定している学校を含めても数校にとどまっています。</p> <p>生徒の安全は、勉強や部活動、その他の学校行事に優先されるべきものであり、ヘルメット着用に関し、現在の取組で十分とは言えない状況にあります。また、ヘルメットの着用は、法律では努力義務という位置付けですが、警察本部の分析では自転車事故の3割が高校生であり、自転車事故に対する対策は喫緊の課題と考えます。</p>

		既に一部の学校で実施されているように、ヘルメットの着用を自転車通学の許可条件とするなど、県内の県立学校における統一的なルールの策定を検討してください。
	件名	施設開放に伴う学校の事務負担の軽減
社会教育課	内容	<p>社会教育課では、社会教育法第44条第1項の規定に基づき、県立学校の施設を社会教育に活用できるよう、「静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱」を平成13年1月に制定しました。これにより、各学校では地域住民に対して学校施設を開放しており、令和6年度には高校で86.2%、特別支援学校で52.5%の学校が体育施設を開放している状況です。</p> <p>各県立学校への監査において、施設開放の実施に係る調査を行ったところ、以下の意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者実費負担額の算出事務が煩雑であり負担が生じている。 ・利用団体による利用者実費負担額の納入遅延に対する督促事務等の負担が生じている。 ・施設開放に伴う防犯対策の業務が必要となっている。 ・施設利用団体との鍵の受け渡しが時間外に発生する場合がある。 ・施設開放による学校施設の摩耗に対する修繕等について特段の予算的な配慮がされない。 <p>学校施設であっても、積極的に県民に活用してもらうべきである一方、教員や学校事務職員の追加負担の軽減も、重要な問題と考えます。</p> <p>教育委員会事務局において、他県で導入例のある使用料金の定額料金制の導入や修繕予算の獲得を検討するなど、学校や他課と連携した取り組みを実施してください。</p>

2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和7年12月25日までに監査委員へ報告する。

監査第66号-2
令和7年9月25日

静岡県教育委員会教育長
池上重弘様

静岡県監査委員
山下和俊

静岡県監査委員
松本早巳

静岡県監査委員
土屋源由

静岡県監査委員
木内満

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和7年6月4日から令和7年8月4日までに実施した監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

第1 監査の概要

令和7年6月4日から8月4日までに実施した本庁及び出先機関に係る監査である。

本庁及び出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの観点から、定期監査として実施した。

第2 定期監査の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

【本庁】

(1) 教育委員会事務局〔教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、健康体育課、社会教育課、新図書館整備課〕

ア 監査実施日 令和7年8月4日

イ 監査結果

- (ア) 行政監査 注意 誤った試験問題の配布による教員採用選考試験の実施（義務教育課）
意見 ①不祥事根絶の取組（教育総務課）
②いじめ対策の効果的な実施（教育政策課）
③行きたい学校づくり推進事業の効果的な実施（高校教育課）
④ヘルメット着用の促進（健康体育課）
⑤施設開放に伴う学校の事務負担の軽減（社会教育課）

2 監査結果がない機関

【出先機関】

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 中央図書館 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (2) 総合教育センター | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (3) 焼津青少年の家 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (4) 観音山少年自然の家 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (5) 三島北高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (6) 沼津工業高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (7) 吉原高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (8) 富士高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (9) 駿河総合高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (10) 袋井商業高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (11) 磐田農業高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |
| (12) 浜松湖東高等学校 | (監査実施日 令和7年7月17日) |

(13)	浜松湖南高等学校	(監査実施日 令和7年7月16日)
(14)	浜松江之島高等学校	(監査実施日 令和7年6月4日)
(15)	浜松視覚特別支援学校	(監査実施日 令和7年7月17日)
(16)	沼津聴覚特別支援学校	(監査実施日 令和7年7月17日)
(17)	浜松聴覚特別支援学校	(監査実施日 令和7年7月17日)
(18)	沼津特別支援学校	(監査実施日 令和7年7月17日)
(19)	浜松特別支援学校	(監査実施日 令和7年7月17日)
(20)	西部特別支援学校	(監査実施日 令和7年7月17日)

(別表) 監査結果の概要

【本序】

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局 義務教育課	注意	件名	誤った試験問題の配布による教員採用選考試験の実施
		内容	教育委員会事務局義務教育課は、令和7年5月10日に実施した教員採用第1次選考試験において、出願区分「社会人経験者を対象とした選考」に出願した4人に対して、誤った試験問題で試験を実施した。
教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名	不祥事根絶の取組
		内容	<p>教育委員会では児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶を重点取組に掲げ、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策として、性暴力等防止に向けた研修資料の作成や初動対応マニュアルの作成、学校相談体制の周知、セクハラアンケートの実施などに取り組んでいます。</p> <p>このような取組により、児童生徒性暴力等による懲戒処分は、令和5年度の4件から令和6年度の2件に減少しましたが、未だ根絶していないのが現状です。</p> <p>最近では、近隣県において、児童生徒を盗撮した画像をSNSで共有した教職員が摘発される事件が発生し、児童生徒にとって、安全安心であるはずの学校や教育への信用が揺らいでいます。本県の県立学校では、写真等の撮影には公用のカメラ等の使用を原則としているものの、必要に応じて教職員が個人で所有するカメラ等の使用も許容しているとのことでした。また、教職員と児童生徒との私的なSNS等のやりとりを禁止していますが、そのことについて保護者等にどの程度認識されているか教育委員会では明確に把握できていません。</p> <p>盗撮事案や、児童生徒とのSNS等によるやりとりから発展する児童生徒性暴力等事案の発生を未然に防ぐため、教育現場への教職員個人が所有するカメラ等の持込の禁止やスマートフォン・SNS等の使用制限など、効果的な取組を行うほか、児童生徒や保護者等に対してそれらの取組について周知を徹底し、信頼確保に努めてください。</p>
教育委員会事務局 教育政策課	意見	件名	いじめ対策の効果的な実施
		内容	教育政策課では、いじめ防止対策推進法および静岡県子どもいじめ防止条例に基づき、「静岡県人権教育の手引き」の活用や「いじめ防止啓発強調月間」を通じて、いじめ防止の取組を推進しています。いじめが発生する要因について確認した結果、学校が集団生活の場である以上、児童生徒間で心理的または物理的な影響を与える行為が発生する可能性は避けがたいとされています。そのため、いじめを予防するためには、

監査箇所	区分	概要	
		<p>すべての教職員がいじめ防止対策推進法の趣旨を十分に理解し、人権教育を積極的に推進することを必要としています。</p> <p>一方で、県教育委員会では、学校におけるいじめ防止対策推進法に基づく対策委員会の開催状況を具体的に把握しておらず、また対策委員会の在り方について指導を行っていない現状があります。また、成果指標として「学校に相談できる人がいると答える児童生徒の割合」を挙げていますが、この指標の令和6年度の実績値は小学校55.4%、中学校66.5%からそれぞれ小学校で27.7ポイント、中学校で14.4ポイント低下しており、この原因についても十分に把握されていません。</p> <p>いじめは当事者にとって耐えがたい苦痛を伴い、場合によっては進路変更を余儀なくされるなど、人生に多大な影響を及ぼします。そのため、対策の重要性を伝えるだけでなく、学校の現状を的確に把握し、具体的かつ効果的ないじめ対策を実施できるよう学校への支援を進めてください。</p>	
教育委員会事務局 高校教育課	件名 行きたい学校づくり推進事業の効果的な実施	件名 行きたい学校づくり推進事業の効果的な実施	内容 高校教育課は令和6年3月に策定された「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」に基づいて、各学校が魅力を高め新しい時代の多様なニーズに幅広く対応できる学校づくりを目指すため、「行きたい学校づくり」推進事業による取組を実施しています。
教育委員会事務局 健康体育課	意見 内容 行きたい学校づくり推進事業による取組を実施しています。	件名 ヘルメット着用の促進	件名 ヘルメット着用の促進

監査箇所	区分	概要
		<p>ト着用率は 5.81% となっており、依然として向上しているとは言えない状況です。また、前述のグループワークの結果から、校則や自転車通学許可条件（以下「ルール」という）として規定することで着用率の向上が見込めると認識されているにもかかわらず、ルール化を検討している学校は令和 7 年度から実施を予定している学校を含めても数校にとどまっています。</p> <p>生徒の安全は、勉強や部活動、その他の学校行事に優先されるべきものであり、ヘルメット着用に関し、現在の取組で十分とは言えない状況にあります。また、ヘルメットの着用は、法律では努力義務という位置付けですが、警察本部の分析では自転車事故の 3 割が高校生であり、自転車事故に対する対策は喫緊の課題と考えます。</p> <p>既に一部の学校で実施されているように、ヘルメットの着用を自転車通学の許可条件とするなど、県内の県立学校における統一的なルールの策定を検討してください。</p>
教育委員会事務局 社会教育課	件名 意見 内容	<p>施設開放に伴う学校の事務負担の軽減</p> <p>社会教育課では、社会教育法第 44 条第 1 項の規定に基づき、県立学校の施設を社会教育に活用できるよう、「静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱」を平成 13 年 1 月に制定しました。これにより、各学校では地域住民に対して学校施設を開放しており、令和 6 年度には高校で 86.2%、特別支援学校で 52.5% の学校が体育施設を開放している状況です。</p> <p>各県立学校への監査において、施設開放の実施に係る調査を行ったところ、以下の意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者実費負担額の算出事務が煩雑であり負担が生じている。 ・利用団体による利用者実費負担額の納入遅延に対する督促事務等の負担が生じている。 ・施設開放に伴う防犯対策の業務が必要となっている。 ・施設利用団体との鍵の受け渡しが時間外に発生する場合がある。 ・施設開放による学校施設の摩耗に対する修繕等について特段の予算的な配慮がされない。 <p>学校施設であっても、積極的に県民に活用してもらうべきである一方、教員や学校事務職員の追加負担の軽減も、重要な問題と考えます。</p> <p>教育委員会事務局において、他県で導入例のある使用料金の定額料金制の導入や修繕予算の獲得を検討するなど、学校や他課と連携した取組を実施してください。</p>

(件名)

静岡県市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部改正

(教育総務課)

専決処理により、静岡県市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則を改正した。

◎ 趣旨

- 「国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令」（以下「内閣官房令」という。）の改正に伴い、「静岡県市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則」（以下「本規則」という。）について、内閣官房令の改正に準じた改正を行う。
- 本規則は、市町立学校教職員の退職手当の支給制限等に係る様式の取扱いを定めたものである。内閣官房令の改正等に基づき、以下の改正を行う。

本規則（該当様式）	改正理由	改正内容
様式第 1 号～第 11 号	内閣官房令の改正に伴う本規則の改正	<ul style="list-style-type: none">・「処分書を受けた日」等の文言を「処分があったことを知った日」等に修正・その他軽微な文言の修正（様式第 3 号～第 5 号）

- 本改正は、静岡県の「退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則」（以下「人事委員会規則」という。）と同様の内容により改正することが適当であり、静岡県教育委員会事務決裁規程第 3 条第 1 項第 1 号に規定する「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の軽易な改正に関すること。」に該当するため、個別の検討を要しないものである。

◎ 適用期日

令和 7 年 10 月 1 日（内閣官房令及び人事委員会規則と同日）

【改正例】

改正前	改正後
<p>様式第3号 (略) (表面)</p> <p>退職手当支払差止処分書 (略)</p> <p>静岡県市町立学校教職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）第2条の規定により準用される静岡県職員の退職手当に関する条例（以下「職員退職手当条例」という。）第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に静岡県知事に対してすることができる。また、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、静岡県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して6か月以内に静岡県を被告として（被告を代表する者は静岡県教育委員会提起することができる（なお、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して6か月以内であっても、この<u>処分の日</u>の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日</u>の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その<u>裁決の送達を受けた日</u>の翌日から起算して6か月以内であっても、その<u>裁決の日</u>の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。</p> <p>(略)</p> <p>(裏面) (略)</p>	<p>様式第3号 (略) (表面)</p> <p>退職手当支払差止処分書 (略)</p> <p>静岡県市町立学校教職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）第2条の規定により準用される静岡県職員の退職手当に関する条例（以下「職員退職手当条例」という。）第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3か月以内に静岡県知事に対してすることができる。また、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、静岡県教育委員会に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があったことを知った日</u>から6か月以内に静岡県を被告として（被告を代表する者は静岡県教育委員会）提起することができる（なお、この<u>処分があったことを知った日</u>から6か月以内であっても、この<u>処分の日</u>から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決があったことを知った日</u>から6か月以内に提起することができる（なお、その<u>裁決があったことを知った日</u>から6か月以内であっても、その<u>裁決の日</u>から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。</p> <p>(略)</p> <p>(裏面) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。